

第6章. 資料編

1 水道料金・下水道使用料の変遷

【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用枠				
	基本 水量 m ³	料 金 円																									
昭和 21. 4. 1	10	2	10	0.17	10	2.8	0.2	36	5.4	0.11	10	3.5	1	0.09													
22. 4. 1	10	4.5	10	0.38	10	6.5	0.45	36	9	0.2	10	8	1	0.2													
23. 1. 3	10	30	10	3	10	43.5	4.35	36	60	1.65	10	55	1	1.3													
24. 4. 1	10	60	10	7	10	87	9	36	120	4	10	130	1	3													
26. 4. 1	10	90	10	9.2	10	150	15	40	240	8	10	300	1	5													
27. 4. 1	10	110	10	110	10	200		40	300		10	500	1	8													
28. 4. 1	10	180	20	360	20	360	23	20	1,000	12	10	500	1	10													
29. 5. 1	10	230	20	460	23	100	2,000	25	1,700	20	100	2,400	25	1	30												
39. 4. 1	10	285	20	570	30	1,000	2,400	30	1,700	20	100	2,400	30	1	40												
44. 4. 1	10	385	45	1,020	50	1,000	3,500	50	2,300	30	1	70		1	20												
50. 8. 1	10	560	75	1,020	115	10	560	95	4,100	60	1	175		1	35												
55. 4. 1	10	630	90	1,020	140	10	630	115	4,600	70	1	210		1	40												
59. 4. 1	10	800	120	1,020	180	10	900	180	85		1	300		1	60												
63. 4. 1	10	980	145	1,020	220	10	1,100	220	100		1	370		1	70												
平成 4. 12. 1	10	1,330	200	1,500	310	10	1,330	200	135		1	515		1	95												

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用枠				
	基本 水量 m ³	料 金 円																									
12. 6. 1	10	1,300	190	1,300	195	10	1,300	195	85		1	300		1	60												
15. 4. 1 (新設)	10	1,300	190	1,300	195	10	1,300	195	85		1	300		1	60												

工場用料金以外は上段に同じ

旧大和町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別 改定日	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)		
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金
平成 4. 4.1	10	1,100	9mを超え 14mまでの 部分	15mを超え 34mまでの 部分	15mを超え 54mまでの 部分	35mを超え 84mまでの 部分	55mを超え 84mまでの 部分	85mを超え の部分	1m ³ につき	円	1m ³ につき
8.11.1	10	1,175	140	140	150	160	160	170	20	1,650	100
12. 5.1	8	1,100	150	150	150	160	160	170	20	1,875	100
16. 5.1	8	1,100	180	190	190	200	210	220	20	2,000	100

新佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	基本水量		料金		超過料金 (円/m ³)		超過料金は1m ³ につき							
		m ³	10	円	1,300	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 80mまでの部分								
平成 18.4.1	一般用	m ³	10	円	1,300	190	10mを超え 30mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分						
							85mを超え 100mまでの部分	85mを超え 155mまでの部分	100mを超え 155mまでの部分						
							80mを超え 155mまでの部分	80mを超え 155mまでの部分	100mを超え 155mまでの部分						
							80mを超え 155mまでの部分	80mを超え 155mまでの部分	100mを超え 155mまでの部分						
平成 18.4.1	工場用	m ³	10	円	1,300	10mを超え 30mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 80mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分						
						80mを超え 100mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分							
						80mを超え 100mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分							
						80mを超え 100mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分							
平成 18.4.1	湯屋用	1	135												
				福祉用	1	95									
							臨時給水用	1	515						

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	基本水量		料金		超過料金 (円/m ³)		超過料金は1m ³ につき							
		m ³	10 <td>円</td> <td>1,300</td> <td>10mを超え 30mまでの部分</td> <td>30mを超え 60mまでの部分</td>	円	1,300	10mを超え 30mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分								
平成 19.3.1	一般用	m ³	10	円	1,300	10mを超え 30mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 100mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分						
						85mを超え 100mまでの部分	85mを超え 155mまでの部分	100mを超え 155mまでの部分							
						80mを超え 155mまでの部分	80mを超え 155mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分							
						80mを超え 155mまでの部分	80mを超え 155mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分							
平成 19.3.1	工場用	m ³	10	円	1,300	10mを超え 30mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 80mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分						
						80mを超え 100mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分							
						80mを超え 100mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分							
						80mを超え 100mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分							
平成 19.3.1	湯屋用*	1	135												
				福祉用	1	95									
							臨時給水用	1	515						

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを使用するものをいう。

旧久保田町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金 (円/㎡)		
				8㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 50㎡までの部分	50㎡を超える部分
-	一般用	8	1,300	227	283	308
	プール用	8	1,300	227	283	308
	臨時用	8	4,800	400	400	400
	福祉用	8	1,300	280	300	300
	消火栓用			訓練用 1栓 1回10分 1,500円		

※消火栓用については、企業長が必要ないと認めたとときは、料金を免除することができる。

【水道事業】

現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/㎡)				
				10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 3,000㎡までの部分	3,000㎡を超える部分
平成 23.4.1	一般用	10	円 1,300	190	195	240	270	200
				※上表からの読み替え (富士南部簡易水道) ◎経過措置				
	工場用	10	円 1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 300㎡までの部分	300㎡を超える部分
				◎[H25年3月31日まで] 10㎡を超え25㎡までの部分 80円 25㎡を超え50㎡までの部分 90円 50㎡を超える部分 100円 ◎[H27年3月31日まで] 100円 ◎[H28年3月31日まで] 10㎡を超える部分 130円				
湯屋用*	1	135						
福祉用	1	95						
臨時給水用	1	515						

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを使用するものをいう。

【下水道事業】

① 下水道使用料

旧佐賀市、旧諸富町、旧大和町、旧川副町及び旧東与賀町の区域内

(単位：円) 1か月あたり、消費税抜き

種別	区分	汚水量	昭和53.3～昭和57.3					平成6.4～平成11.11		平成11.12～平成16.3		平成16.4～平成22.6		平成22.7～	
			昭和53.3	昭和57.4	昭和61.10	昭和61.11	平成6.4	平成11.12	平成16.4	平成11.12	平成16.3	平成16.4	平成22.7		
一般汚水	基本	10㎡を超え 20㎡までの部分	350	550	620	810	920	990	920	990	1,100				
		20㎡を超え 30㎡までの部分	50	80	90	120	140	160	140	160	178				
		30㎡を超え 50㎡までの部分	55	85	100	130	150	170	150	170	189				
		50㎡を超え 100㎡までの部分	60	95	110	140	160	180	160	180	200				
		100㎡を超え 100㎡を超える部分	70	110	130	170	190	210	190	210	234				
浴場業汚水	-	100㎡を超える部分	80	130	155	200	230	260	260	289					
		1㎡までごとに	5	5	10	15	15	20	20	20					

上記の料金は公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業共通

旧諸富町は平成16年12月22日施行、旧大和町は平成20年4月1日に上記に統一、旧川副町は平成21年3月26日施行、旧東与賀町は特定環境保全公共下水道事業から令和3年4月1日編入

② 市浄化槽使用料

保守点検や消毒薬品の補充、清掃、法定検査など、法律で義務付けられた維持管理費の一部を浄化槽使用者から徴収する。

人槽区分	使用料/月 (税込み)		人槽区分	使用料/月 (税込み)		人槽区分	使用料/月 (税込み)	
	～H26.3	H26.4～R1.9		～H26.3	H26.4～R1.9		～H26.3	H26.4～R1.9
5人槽以下	2,500円	2,571円	16～20人槽	9,400円	9,669円	36～40人槽	17,400円	17,897円
6～7人槽	3,000円	3,086円	21～25人槽	12,200円	12,548円	41～45人槽	19,000円	19,543円
8～10人槽	4,000円	4,114円	26～30人槽	14,200円	14,605円	46～50人槽	20,600円	21,188円
11～15人槽	8,200円	8,434円	31～35人槽	15,800円	16,251円	51槽以上	21,580円	22,163円

当該浄化槽の維持管理費用を考慮し定める

2 協定水量と用水単価の経緯

(1) 佐賀東部水道企業団

(消費税抜き)

年	協定(契約)水量		計画受水量	用水料金	受水費
昭和59～62年度	責任水量制	佐賀地区： 40,600m ³ /日	—	31円/m ³ (未供給地区)	459,389千円
昭和63～平成3年度		佐賀地区： 42,890m ³ /日		44円/m ³ (供給地区)	652,036千円
平成4～7年度	協定水量制	佐賀地区： 39,130m ³ /日	佐賀地区： 23,000m ³ /日	基本料金： 72円/m ³ 使用料金： 34円/m ³	1,172,081千円
平成8年度		佐賀地区： 34,950m ³ /日		基本料金： 80円/m ³ 使用料金： 35円/m ³	
平成9～10年度	協定水量制	佐賀地区： 31,350m ³ /日	佐賀地区： 21,000m ³ /日	基本料金： 80円/m ³ 使用料金： 35円/m ³	1,183,695千円
平成11～13年度		佐賀地区： 30,610m ³ /日		基本料金： 82円/m ³ 使用料金： 36円/m ³	
平成14～16年度	変更 協定水量制	佐賀地区： 35,453m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日	基本料金： 71円/m ³ 使用料金： 33円/m ³	592,508千円
平成17年4月～ 平成17年9月		諸富地区： 6,052m ³ /日		基本料金： 71円/m ³ 使用料金： 33円/m ³	
平成17年10月～ 平成20年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 34,778m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日	基本料金： 65円/m ³ 使用料金： 30円/m ³	平成20年度： 1,224,475千円 平成21年度： 1,222,204千円 平成22年度： 1,221,521千円
平成20年4月～ 平成23年3月		諸富地区： 5,973m ³ /日		基本料金： 60円/m ³ 使用料金： 29円/m ³	
平成23年4月～ 平成26年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 33,716m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日	基本料金： 55円/m ³ 使用料金： 29円/m ³	平成26年度： 1,040,116千円 平成27年度： 1,042,876千円 平成28年度： 1,039,953千円
平成26年4月～ 平成29年3月		諸富地区： 5,819m ³ /日		基本料金： 50円/m ³ 使用料金： 28円/m ³	
平成29年4月～ 令和2年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 33,790m ³ /日 諸富地区： 5,913m ³ /日	佐賀地区： 20,500m ³ /日 諸富地区： 3,268m ³ /日	基本料金： 50円/m ³ 使用料金： 28円/m ³	平成29年度： 966,856千円 平成30年度： 965,158千円 令和元年度： 968,286千円

年	協定水量		計画受水量		用水料金		受水費	
	変更 協定水量制	佐賀地区： 諸富地区：	佐賀地区： 諸富地区：	佐賀地区： 諸富地区：	基本料金： 使用料金：	50円/㎥ 28円/㎥	令和2年度： 令和3年度： 令和4年度：	970,823千円 969,949千円 967,775千円
令和2年4月～ 令和5年12月		34,191㎥/日 5,789㎥/日	20,500㎥/日 3,171㎥/日					
令和6年1月～ 令和8年3月	変更 協定水量制	32,603㎥/日 5,739㎥/日	20,500㎥/日 3,067㎥/日					962,688千円 936,953千円 -

(注) 佐賀地区の受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

(2) 佐賀西部広域水道企業団

(消費税抜き)

年	協定水量		計画受水量		用水料金		受水費	
	協定水量制	久保田地区： 久保田地区：	久保田地区： 久保田地区：	久保田地区： 久保田地区：	基本料金： 使用料金：	62円/㎥ 10円/㎥	令和2年度： 令和3年度：	66,708千円 65,944千円
令和2年4月～ 令和4年3月		2,559㎥/日 2,559㎥/日	2,177㎥/日 2,227㎥/日					
令和4年4月～ 令和5年3月	協定水量制	2,814㎥/日	2,227㎥/日					66,914千円
令和5年4月～ 令和7年3月	協定水量制	2,814㎥/日	2,227㎥/日					67,333千円 66,760千円

(注) 令和4年度の協定水量は2,559㎥/日、令和5年度からは2,814㎥/日で、令和4年4月～令和7年3月の算定期間中での変更となる。

そのため、令和4年4月～令和7年3月の3年間における受水費の算定には、協定水量の平均である「算定水量」(2,729㎥/日)が用いられる。

(注) 計画受水量は年間計画の受水量であり、実際の年間使用水量とは異なる数値

3 広報活動

(1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、水道週間のスローガンである「たいせつに みずはみんなの たからもの」に沿って、市内小・中学校に水道週間ポスターの配布を行いました。

また、「上下水道フェア」をゆめタウン佐賀にて実施しました。

<チラシ>



【上下水道フェア2024】

期 日：令和6年6月1日

場 所：ゆめタウン佐賀

内 容：きき水コーナー、水道・下水道パネル展示、水道クイズラリー、ぬりえコーナー、縁日コーナー、デザインマンホール展示、バルーンアートショー

(2) 施設見学

令和6年度の見学者		神野浄水場	下水浄化センター
学 生	小 学 校 (引率者含む)	1, 6 8 5 名	6 0 名
	そ の 他	6 名	2 2 名
一 般		2 7 名	5 8 8 名
計		1, 7 1 8 名	6 7 0 名

(3) ホームページ

令和3年4月、上下水道局ホームページから電子申請手続き（転出・転入・口座振替等）を可能とし、またスマートフォンでの表示に対応するため、上下水道局ホームページをリニューアルしました。また、オンラインでも浄水場施設見学が体験できるように、浄水場施設見学動画を掲載しました。

<施設見学動画>



(4) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、上下水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座、下水道・浄化槽の役割や仕組み、下水浄化センターの取り組みなどをわかりやすく説明する下水道出前講座を実施しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
8回	6会場	153名

(5) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

<2024 秋号>



<2025 春号>



(6) 市報等での広報

上下水道に関するお知らせやお願いを、市報等を通じて周知を図りました。

(7) その他の広報

① ラッピングバス（佐賀市営バス）による広報

平成22年5月、非常用のボトル水「水とっと」の製造開始をPRするためのスポット広告としてスタートしました。

平成26年度からは、車両の片面を「飲んでみらんね佐賀ん水」と水道水をPRし、もう片面を「バイオマス産業都市」PR用として、車体全体を使ったラッピングバスとして実施しました。



令和3年10月には、ラッピング自体のひび割れが目立ち始めたことから、水道については「水」をビジュアルで意識してもらえるように、また下水道については、循環型下水道をイメージした新たなラッピングバスを制作しました。ほぼ市内全域を年間通して走っていることから、水道・下水道のPRとして、大変有効な手段となっています。



②佐賀市立野球場への広告掲載

平成23年6月、佐賀市立野球場内壁ラバーフェンス（右中間）に「安全安心 おいしい水道水」の広告掲載をスタートしました。

経年劣化が進んでいた令和3年6月には、新型コロナウイルスの感染症対策として改めて注目されている手洗い（うがい）を奨励し、また野球場での広告であることも踏まえた広告コピー「手洗いは健康のファインプレー」に一新しました。



③佐賀市立図書館・市立体育館への給水スポットの設置

令和4年6月に佐賀市立図書館、令和5年6月に佐賀市立体育館にボトルフィルター型給水スポット「うるおすぽっと」を設置し、装置の背面に佐賀市の水道水と佐賀市立図書館や熱中症予防をPRするデザインを施しました。おいしい水道水の提供とあわせて、水分補給による熱中症対策、マイボトルの利用促進でプラスチック製品の使用抑制に貢献します。

<佐賀市立図書館>



<佐賀市立体育館>



(8) デザインマンホール蓋

① 地域関連マンホール蓋

「アマビエすくすくくん」マンホール蓋

若楠小学校の児童が描いた楠の木のキャラクター「すくすくくん」に、疫病退散を祈願して「アマビエ」を合体させたオリジナルデザインの「アマビエすくすくくん」マンホール蓋が、若楠校区まちづくり協議会により寄贈され、令和3年3月1日に若楠小学校内に設置されました。その後、老朽化のため令和6年11月12日に小学校西側の歩道に再設置されました。



このマンホール蓋には児童から募集した元気になれるメッセージ「若楠っ子 みんな元気 笑顔 仲良し!!」が書かれています。

「シシリアンナちゃん」マンホール蓋

佐賀市のご当地グルメ「シシリアンライス」のキャラクター「シシリアンナちゃん」をデザインしたマンホール蓋が令和3年4月2日に佐賀市役所東側の歩道に設置されました。



「すくすくくん×バルたん」マンホール蓋

若楠小学校の児童会のキャラクター「すくすくくん」と佐賀バルーナーズのキャラクター「バルたん」のマンホール蓋が、令和6年11月12日にSAGAアリーナ前の歩道に設置されました。このマンホール蓋には、「みんなのまちを盛り上げていこう」「バルーナーズが優勝し、地域のほこりとなってほしい」などの願いが込められています。



② 「ロマンシング佐賀」マンホール蓋

人気ゲーム「サガ」シリーズとの連携企画のひとつとして、スクウェア・エニックス社のサガチームから佐賀市上下水道局にデザインマンホール蓋が寄贈されました。このデザインマンホール蓋は、佐賀とサガシリーズの長年のつながりを祝すとともに、両者の絆をより強いものとするべく製作されました。

第1弾は『ロマンシング佐賀 2020』にて、7種類のデザインマンホール蓋が令和2年10月29日に佐賀市のまちなかの歩道に設置されました。

ポルカ・リン・ウッド (佐賀駅南口) 	アルベルト (唐人まちかど広場) 	アセルス (佐賀城公園) 	ギュスターヴ (呉服元町) 
ウルピナ (白山名店街入口) 	カタリナ (わいわい！！コンテナ2) 	最終皇帝 (バルーンミュージアム前) 	

第2弾は『ロマンシング佐賀 2021』にて「サガ風呂」と題して佐賀県の温泉地である武雄、嬉野、古湯温泉とコラボした企画の一環として、5種類のデザインマンホール蓋が令和3年11月8日に富士町古湯温泉街に設置されました。

ミーティア (富士支所北西里道) 	コーデリア (富士支所前) 	ジニー・ナイツ (古湯温泉山水前) 
グスタフ (古湯温泉街) 	ウィル・ナイツ (古湯温泉街入口) 	

第3弾は『ロマンシング佐賀 2022』にて、3種類のデザインマンホール蓋が令和4年10月8日にサンライズストリート、サンライズパーク前の歩道に設置されました。

クローディア (SAGA サンライズパーク) 	ビューネイ (SAGA アリーナ前交差点) 	イスカンダール (サンライズストリート) 
--	---	--

③ 「ゾンビランドサガ」マンホール蓋

佐賀県を舞台にしたTVアニメ『ゾンビランドサガ』のオリジナル描き下ろしデザインマンホール蓋を、令和3年4月22日より順次設置を開始し、5月26日に全4カ所の設置が完了しました。

このデザインマンホール蓋は、TVアニメ『ゾンビランドサガ』の続篇となる『ゾンビランドサガ リベンジ』の放送・配信開始を記念して、製作委員会より寄贈されました。佐賀市には、「フランシュシュ」のメンバーである源さくら、二階堂サキ、ゆうぎり、星川リリィが、それぞれ縁のある市内各所を巡っているイラストが描かれています。

<p>源さくら (中央通り唐人 プラザビル付近)</p> 	<p>ゆうぎり (Cygames 佐賀ビル付近)</p> 	<p>星川リリィ (656 広場前)</p> 	<p>二階堂サキ (佐賀城内 鯨の門付近)</p> 
--	--	---	---

④ 「ポケモン」マンホール蓋

人気ゲーム『ポケットモンスター』シリーズに登場するキャラクターの「ポケモン」をマンホール蓋に描いた『ポケふた』が、株式会社ポケモンより寄贈され、令和4年5月14日に佐賀県内で初めて設置されました。

<p>ニャース (くすかぜ広場・ARKS)</p> 	<p>ニャース (アローラのすがた) (大隈重信記念館入口)</p> 	<p>ニャース (ガラルのすがた) (佐賀県庁南東)</p> 
---	--	--

(9) マンホールカード

マンホールカードは、下水道広報プラットフォーム（GKP）企画監修で、全国各地の様々なデザイン性にあふれたマンホールの蓋を紹介する取り組みです。

佐賀市では、現在 2 種類のマンホールカードを配布しており、佐賀市下水浄化センターでは平成 28 年 8 月から、佐賀工房バルーンミュージアム店では令和 3 年 4 月より配布を始めています。

マンホールカード		発行年月日	配布場所	配布時間
 	第 02 弾	2016/08/01	佐賀市下水浄化センター 東よか干潟ピジターセンター「ひがさす」	【平日のみ】 8:30~17:15 (年末年始を除く) 【土日祝日】 9:00~17:00 (年末年始を除く)
 	第 14 弾	2021/04/25	佐賀工房 バルーンミュージアム店	10:00~17:00 ただし、年末年始はお休み



また、令和 6 年、7 年の冬には、県内初の取り組みとして、「マンホールカードお守り」の配布を行いました。マンホールの蓋は、形が「〇（マル）い」、傾けても「落ちない」、歩いても滑りづらい加工で「滑らない」といった、受験生にとって縁起のいい言葉にあふれています。

佐賀市上下水道局では、オリジナルのお守り袋にいったマンホールカード 1,000 枚を準備し、受験生や保護者の方々などにお配りしました。



(学問運向上の神様が祀られている「乙文殊宮」(大和町)にて合格を祈願しました)

4 成果指標

上下水道ビジョンの進捗管理と成果（達成度）測定のため定めた「成果指標」（上下水道ビジョン期間の8年間を見据えた目標数値）

基本方針	基本施策	成果指標	算出式	単位	基準 (R5)	R6	中間目標 (R10)	最終目標 (R14)	
1	安全な水道水の供給	水質基準項目及び管理目標設定項目の自己検査実施率	検査実施項目数 / (基準項目 + 管理目標設定項目) ※管理目標設定項目については、不要な項目を除いた24項目とする	%	100	100	100	100	
		直結給水率	水道マスターより算出 受水槽使用者を除いたデータ数 / 水道マスター全件	%	91.69	91.69	95.19	97.99	
		水道普及率	給水人口 / 給水区域内人口	%	97.3	97.3	97.5	97.5	
		水洗化率	水洗化世帯 / 普及世帯	%	92.9	93.0	94.6	95.4	
	安全で快適な下水道	市営浄化槽整備率	整備件数 / 目標件数		%	76.1	77.3	88.9	100
		法定水質基準達成率	(下施) 水質汚濁防止法の法定水質基準達成回数 / 水質調査回数		%	100	100	100	100
		想定浸水面積の軽減率	排水対策後の内水氾濫シミュレーションモデルによる解析		%	20.5	21.2	24.6	31.6
		重要管路の耐震化率 (水道)	耐震化重要管路延長 / 重要管路総延長		%	44.2	44.2	47.7	49.7
		重要管路の耐震化率 (下水道)	耐震化重要管路延長 / 重要管路総延長		%	96.1	96.4	100	100
		対策の実施率	停電、浸水対策済施設数 / 2 施設		%	50	50	90	100
1 施設の強靱化	浄水施設に起因する配水停止回数	配水停止回数		回	0	0	0	0	
	災害時における下水道施設の運転停止回数	自然災害 (風水害・地震) 発生時の事故件数		回	0	0	0	0	
	処理場・ポンプ場の非常用自家発電設備整備率	設置済施設数 / 設置を要する施設数		%	94.1	94.1	100	100	
	処理場・ポンプ場の耐水化率	耐水性能を有する施設数 / 公共下水道施設耐水化計画の対象施設数		%	0	25	87.5	100	
2 強靱									

基本方針	基本施策	成果指標	算出式	単位	基準 (R6)	R6	中間目標 (R10)	最終目標 (R14)
2	2 危機管理体制	給水車保有度 (車載給水タンク含)	給水車+車載給水タンク容量 / (現在給水人口 / 1000)	m/千人	0.05	0.05	0.05	0.05
		給水車保有度 (可搬ポリタンク)	ポリ容器200×100=2.0m ³ の保有率	%	100	100	100	100
3	1 資源の有効活用	緊急時の受水による充当率	佐賀東部水道企業団災害時協定水量(m ³ /日) / 1日平均配水量	%	88	83	87	87
		災害対策訓練実施回数	年度内の防災訓練の回数	回	6	6	7	7
		発生汚泥の有効利用率 (上水)	再資源化量 / 脱水汚泥発生量	%	96.4	96	97	97
		発生汚泥の有効利用率 (下水)	再資源化量 / 脱水汚泥発生量	%	100	100	100	100
		排出した建設副産物のリサイクル率 (Co. As)	リサイクル量 / 建設副産物排出量	%	100	100	100	100
2	2 環境負荷の低減	配水量1m ³ 当たりの電力消費量の削減	消費電力量 / m ³ (水量)	kWh/m ³	0.186	0.186	0.177	0.170
		処理水量1m ³ 当たりの電力消費量の削減	下水浄化センターの消費電力量 / 処理水量	kWh/m ³	0.395	0.384	0.376	0.361
4	1 お客様満足度の向上	下水浄化センター電力自給率	消化ガス発電電力自家消費量 / 下水浄化センター電力需要	%	50	49	50	50
		広報誌発行回数	配布部数 / 世帯数	部/戸	2	2	2	2
		アンケート情報収集件数	アンケート回答人数 / (現在給水人口 / 1000)	人/千人	1.5	1.9	2	2
		職員1人当たりの営業収益 (水道)	営業収益 (受託工事収益を除く) / 損益勘定職員数 ^{※1}	千円/人	63,938	63,501	63,938	63,938
		職員1人当たりの給水人口 (水道)	現在給水人口 / 損益勘定職員数 ^{※1}	人	3,247	3,179	3,247	3,247
		職員1人当たりの有収水量 (水道)	年間総有収水量 / 損益勘定職員数 ^{※1}	m ³ /人	332,175	327,500	332,175	332,175
		料金収納率 (上水道)	収納額 ^{※2} / 調定額	%	99.9	90.8	99.9	99.9
		料金収納率 (公共下水道)	収納額 ^{※2} / 調定額	%	99.8	90.2	99.9	99.9
		神野浄水場の改築時における施設規模の検討	施設規模検討の進捗状況	%	95	100	100	100
		施設稼働率	1日平均配水量 / 1日配水能力	%	43.7	43.9	41.2	39.2
	下水道施設の統廃合率	統廃合実施件数 / 統廃合予定件数	%	0	0	42.9	42.9	

※1 事業管理者、再任用短時間職員、会計年度任用職員を除いた職員数

※2 収納額には、年度末時点未請求及び納期未到来分を含めていない。

基本方針	基本施策	成果指標	算出式	単位	基準 (R5)	R6	中間目標 (R10)	最終目標 (R14)
4 持続	3 資産管理	有収率	年間有収水量/年間配水量	%	91.3	91.3	91.6	92.0
		第2期管路更新率	更新延長/計画延長	%	102.7	102.7	50	100
		浄水施設に関する事業計画実施率	出来高累計金額 (R5~14)/総事業費 (R5~14)	%	5.8	6.4	12.3	100
		目標耐用年数の超過率	更新/更新対象施設 (OHなど修繕対応機器除く)	%	14.7	16.0	15.5	20.9
		レベル2の耐震化率	耐震対策の施された浄水施設能力/全浄水施設能力	%	3.4	3.4	3.4	3.4
		下水道事業ストックマネジメント計画 (管路) 実施率	改築管路延長/第2期計画管路延長	%	100	11.7	100	100
		管渠改善率	改善管渠延長/下水道布設延	%	0.16	0.11	0.26	0.34
		下水道事業ストックマネジメント計画 (施設) 実施率	実施済の設備数/実施予定の設備数	%	0	0	100	100
		施設破損による事故件数	事故件数	%	0	0	0	0
		長距離圧送管 (需要圧送管) の二条化進捗	工事実施延長 (累計) / 工事予定延長	%	7.5	40.9	65.9	88.8
		減価償却累計率 (工業用水道)	有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産	%	51.8	41.3	32	39.9
		4 DXの推進	管路の累計事故件数 (陥没)	管路の事故件数/管路延長	件/100km	0	0	0
	配給水管漏水量 (漏水率)		年間漏水量/年間配水量	%	6	6	6	5
	有収率	年間有収水量/年間配水量	%	91.3	91.3	91.6	92.0	

令和6年度

佐賀市上下水道事業統計年報

編集 佐賀市上下水道局 総務課

〒849-8558 佐賀市若宮三丁目6番60号

TEL (0952) 33-1330

FAX (0952) 33-1315

E-mail suisomu@city.saga.lg.jp

URL <https://www.water.saga.saga.jp>

